

令和4年8月23日
横浜海上保安部

横浜海上保安部オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 本要領は、横浜海上保安部が実施するオープンカウンター方式（以下、「本方式」という。）により物品を調達場合の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約において、見積書を徴取する相手方を選定することなく、見積り合せに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式は、原則として予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」とする。）第99条第3号の規定に該当し、かつ、横浜海上保安部がオープンカウンター方式により実施することが適当であると認められるものを対象に実施する。

(参加資格)

第4条 オープンカウンター方式により見積り合せに参加できる者は、次の各号に定めるものとする。

- 1 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- 2 予決令第71条の規定に該当しない者及び見積り合わせ時点において、第三管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。
- 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する物又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(掲示内容)

第5条 オープンカウンター方式に付すことになった契約は、次に掲げる事項を定めて
掲示する。

- 1 件名
- 2 履行場所及び履行期限
- 3 見積書提出期限
- 4 契約書等作成の要否
- 5 問い合わせ先(案件の担当係等)
- 6 その他特記及び連絡事項

(掲示場所)

第6条 契約内容は次に掲げる場所にて掲示する。

- 1 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港一丁目2番1号
横浜海上保安部 庁舎2階掲示板
- 2 横浜海上保安部インターネットホームページ

(仕様書等)

第7条 仕様書等については以下のとおりとする。

- 1 仕様書等は、上記第6条に記載されている場所において取得ができる。
- 2 仕様書等の取得期限は、該当案件の見積書提出期限の前日までとする。

(同等品の確認)

第8条 同等品納入可能としたものは、見積書に商品の規格や仕様等が確認できる資料(カタログの写し等)を添付して、横浜海上保安部経理補給課に持参、電子メール又はFAXにより提出して確認を受けることとする。

(見積りに関する注意点)

第9条 見積り合せに関して、本実施要領及び横浜海上保安部入札・見積者心得を熟読のうえ、以下のことについて遵守すること。

- 1 見積書に記載する金額は、案件に関する一切の費用を含めた総価格(消費税及び地方消費税を含む)を記載すること。
- 2 見積書の様式は、横浜海上保安部インターネットホームページに掲載されている別紙様式2のとおりとする。但し、他の様式を使用する場合は、「貴部入札・見積者心得を承諾のうえ見積ります。」を記載するものとする。
- 3 件名及び見積書作成日は必ず記載すること。

- 4 一度提出した見積書の差替、変更及び取消は認めない。
- 5 見積り合せは、見積書を提出した者の立会いを省略する。なお、同価格の見積書が2者以上あるときは、当該契約に関係のない職員にくじを引かせ決定する。
- 6 その他の事項については、横浜海上保安部入札・見積者心得に準じて行う。

(見積書提出方法)

第10条 上記第6条で掲示されている見積書提出期限内に、横浜海上保安部経理補給課まで持参又は郵送（当日必着）により提出すること。

(契約の相手方の決定)

第11条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(見積書の無効)

第12条 次に掲げるもののいずれかに該当する見積書は、原則として無効とする。

- 1 見積り合せに参加する資格を有しない者の見積書
- 2 件名又は作成日等、いずれかの記載を欠く見積書
- 3 記名押印を欠く見積書

※但し、責任者及び担当者を記入し押印を省略とした場合は除く。

- 4 見積金額を訂正した見積書
- 5 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書
- 6 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書

(見積り合わせの不調)

第13条 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した見積りが無い時は、見積り合せに参加した者に対して、再度見積書の提出を求めることがある。

なお、再度の見積書提出期限までに見積書の提出がされない場合は、辞退したものとみなす。

(結果の通知)

第14条 見積り合わせの結果は、見積書を提出した各者に通知する。

附則

この要領は、令和4年8月23日から施行する。